

昭和病院組合理約の一部を改正する規約

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 24 年 9 月 6 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

昭和病院組合理約の一部を改正する規約

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定に基づき、昭和病院組合理約（昭和 57 年 4 月 1 日東京都知事許可）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 住居表示の実施に伴い、組合の事務所の位置の表示が変更となるため、本案を提出するものであります。

昭和病院組合同規約の一部を改正する規約

昭和病院組合同規約（昭和57年4月1日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

第4条中「東京都小平市天神町二丁目450番地」を「東京都小平市花小金井八丁目1番1号」に改める。

附 則

この規約は、平成24年10月1日から施行する。

昭和病院組合規約の一部を改正する規約

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 規 約

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、東京都小平市花小金井八丁目1番1号に置く。

附 則

この規約は、平成24年10月1日から施行する。

旧 規 約

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、東京都小平市天神町二丁目450番地に置く。